

# 多賀城市公共施設等総合管理計画



平成29年3月策定  
令和6年3月改訂

多賀城市

## 目次

### I 多賀城市公共施設等総合管理計画について

|   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 計画の背景と目的 | 1 |
| 2 | 計画の位置付け  | 2 |
| 3 | 計画期間     | 2 |
| 4 | 計画の対象施設  | 3 |

### II 公共施設等の現況

|   |                            |    |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 公共施設等の保有量とその推移             | 7  |
| 2 | 有形固定資産減価償却率の推移             | 11 |
| 3 | 総人口や年代別人口についての今後の見通し       | 12 |
| 4 | 財政の見通し                     | 13 |
| 5 | 改修・建替えに係る将来費用の見通し          | 14 |
| 6 | 長寿命化対策等を反映した場合の見込み及び対策の効果額 | 15 |

### III 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

|   |                     |    |
|---|---------------------|----|
| 1 | 現況や課題に関する基本認識       | 17 |
| 2 | 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 | 17 |
| 3 | 公共施設等の評価            | 18 |
| 4 | 全庁的な取組体制            | 19 |

### IV 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

|   |                 |    |
|---|-----------------|----|
| 1 | 市民文化系施設         | 20 |
| 2 | 社会教育系施設         | 22 |
| 3 | スポーツ・レクリエーション施設 | 23 |
| 4 | 学校教育系施設         | 25 |
| 5 | 子育て支援施設         | 27 |
| 6 | 保健・福祉施設         | 29 |

|    |               |    |
|----|---------------|----|
| 7  | 行政系施設         | 32 |
| 8  | 公営住宅          | 34 |
| 9  | その他（駐輪場、駐車場等） | 35 |
| 10 | 道路            | 36 |
| 11 | 橋りょう          | 37 |
| 12 | 公園            | 38 |
| 13 | 上水道           | 39 |
| 14 | 下水道           | 40 |
| 15 | 土地改良施設        | 41 |

## I 多賀城市公共施設等総合管理計画について

### 1 計画の背景と目的

戦後の復興期から高度成長期、さらには昭和60年代のバブル経済崩壊後の経済対策を通じて公共施設等の整備が集中的に行われ、これらの施設は一斉に更新時期を迎えています。

また、少子高齢化の進行により、税収の減少や社会保障費の増大が見込まれる中、今後の市の財政はより効率的な運営が必要とされ、公共施設の整備や管理運営に多くの予算を振り向けることは困難な状況にあります。

さらには、時代とともに変容する市民のライフスタイルや生活価値の多様化に伴い、公共施設が担うべきサービスの分野とその内容の見直しが求められていることから、公共施設等の全体を把握し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに時代に即した公共施設等の最適な配置を実現することが求められています。

一方で、公共施設が抱える課題は、地域ごとに条件の差異はあるものの、本市だけの課題ではなく、日本全体に共通した課題であると考えられます。

国では「インフラ長寿命化基本計画」を定め、公共施設等を管理する各省市庁や地方自治体に対して、具体的な行動計画や個別施設計画を策定するように要請しました。

このような背景のもと、将来を見据えた公共施設等の計画的、かつ、効果的な保全や更新等の推進に関する方針を策定する必要があり、平成29年3月に本計画を策定しました。

その後、総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂され、併せて、令和3年1月に同省から「公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項」が示され、公共施設の総量を把握した上で施設の長寿命化や集約・複合化等の対策が求められたことを受け、本市においても本計画を改訂することとしました。その際、財政状況だけの視点では本質的な議論が深まりません。また、現在公共施設を多く利用されている方のことだけを考えればよいのではなく、公共施設をほとんど利用しない方や、そもそも公共施設を利用する機会が無い方の意見もバランスよく伺う必要があります。

したがって、「まちづくり」や「日々の生活」の視点から議論することが欠かせません。

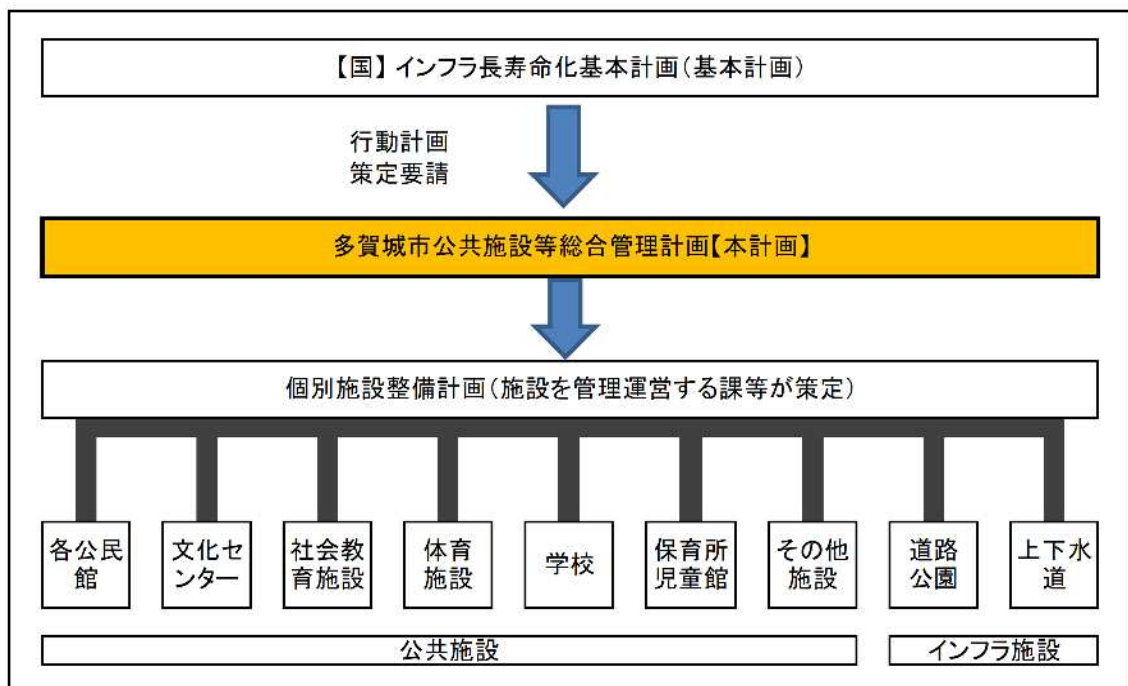
計画の改訂にあたっては、第六次多賀城市総合計画の将来都市像に記載されているように、自然、歴史、文化、そして温かな人の輪に囲まれ、何気ない日々の中に、このまちならではの心豊かな喜びや幸せが感じられ、いつまでも暮らし続けたいと思うわたしたちのまちがみらいへと続いていくことを目指し、公共施設等の面積及び整備・維持管理に係る費用を縮小し

つつも施設機能を強化充実させる「縮充」という考え方のもと、適切に公共サービスの提供を持続させ、公共施設等の新しい姿を実現するために計画を改訂するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、第六次多賀城市総合計画の基本構想の公共施設等のあり方に掲げた「縮充」の考え方のもと、適切に公共サービスの機能を持続させ、公共施設等の新しい姿を実現するために、本市が保有する全ての公共施設等の整備や維持管理等に関する基本的な方針を定めるものです。なお、本改訂案に示した施設の移転や統廃合に関する基本的な方針は、今後それぞれの施設の個別計画（個別施設整備計画）の中で具体的に検討を進めることとしています。

### 【本計画の体系図】



## 3 計画期間

公共施設等の最適化と長寿命化にあつては、時代の変化に対応して継続的に見直しを行いながら、実行性のあるものでなければならないため、計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間とします。

#### 4 計画の対象施設

本計画において対象とする公共施設等は、本市が所有する全ての公共施設及びインフラ施設を対象とし、その分類は施設の用途で区分し、以下のとおりとします。

##### (1) 公共施設

| 区分              | 施設類型       | 主な施設   | 施設数 | 延床面積 (㎡)  |
|-----------------|------------|--|-----|-----------|
| 市民文化系施設         | 集会施設       | 市民活動サポートセンター、高橋地区生活センター（地区集会所）、大代老人憩いの家（地区集会所）、山王地区公民館（本館）、大代地区公民館 | 5   | 4,240.20  |
|                 | 文化施設       | 文化センター、埋蔵文化財調査センター体験館（多賀城史遊館）、郷土芸能道場、多賀城跡管理事務所                     | 5   | 14,600.23 |
| 社会教育系施設         | 図書館        | 市立図書館  | 1   | 3,342.30  |
| スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設     | 多賀城公園野球場、総合体育館、総合体育館弓道場、市民プール、市民テニスコート、山王地区公民館（体育館、テニスコート）         | 6   | 10,448.97 |
|                 | レクリエーション施設 | さんみらい多賀城イベントプラザ（STEP）  | 1   | 2,227.10  |
| 学校教育系施設         | 学校         | 小学校（多賀城、多賀城東、山王、天真、城南、多賀城八幡）、中学校（多賀城、第二、東豊、高崎）                     | 10  | 77,984.81 |
|                 | その他教育施設    | 学校給食センター   | 1   | 2,453.39  |
| 子育て支援施設         | 保育所（公設公営）  | 保育所（志引、桜木、八幡）  | 3   | 1,925.30  |
|                 | 幼児・児童施設    | 鶴ヶ谷児童館、西部児童センター、放課後児童クラブ（多賀城小学校、多賀城東小学校、多賀城八幡小学校）、子育てサポートセンター      | 6   | 2,243.63  |

| 区分      | 施設類型   | 主な施設   | 施設数 | 延床面積 (㎡)   |
|---------|--------|--|-----|------------|
| 保健・福祉施設 | 高齢福祉施設 | シルバーヘルスプラザ、屋内ゲートボール場、シルバーワークプラザ、高齢者生活相談所（桜木住宅、新田住宅、鶴ヶ谷住宅、宮内住宅）           | 7   | 2,058.88   |
|         | 障害福祉施設 | 太陽の家、のぞみ園、コスモスホール、レインボー多賀城   | 4   | 1,936.32   |
|         | 保健施設   | 母子健康センター   | 1   | 715.65     |
| 行政系施設   | 庁舎等    | 行政庁舎（東庁舎、西庁舎、北庁舎）、公共便所（雪隠）、資機材倉庫、旧図書館                                    | 6   | 16,400.16  |
|         | 消防施設   | 消防団ポンプ小屋   | 9   | 724.98     |
| 公営住宅    | 公営住宅   | 公営住宅（大代住宅、高崎住宅、紅葉山住宅、浮島住宅、大松住宅、留ヶ谷住宅、桜木住宅、新田住宅、鶴ヶ谷住宅、宮内住宅）               | 10  | 63,751.73  |
| その他     | その他    | あやめ園管理棟、多賀城駅自転車等駐車場（屋外）、多賀城駅自転車等駐車場（屋内）、悠久ロマン回廊（国府多賀城駅自由通路）、多賀城駅南立体駐車場など | 12  | 12,107.51  |
| 総計      |        |  | 87  | 217,161.16 |

## (2) インフラ施設（道路、公園）

| 区 分              |                  |         | 保 有 量   |              |           |
|------------------|------------------|---------|---------|--------------|-----------|
|                  |                  |         | 路線数     | 面積 (㎡)       | 延長 (m)    |
| 道<br>路           | 市                | 1級市道    | 38      | 284,905.25   | 25,031.3  |
|                  |                  | 2級市道    | 27      | 139,408.02   | 11,199.6  |
|                  | 道                | その他     | 799     | 1,195,906.46 | 150,208.9 |
|                  |                  | 自転車歩行者道 | 36      | 14,937.86    | 2,720.3   |
|                  |                  | 合 計     | 900     | 1,635,157.59 | 189,160.1 |
|                  |                  |         | 数量 (本数) | 面積 (㎡)       | 延長 (m)    |
| 橋<br>り<br>よ<br>う | 橋りょう (歩道橋 1 橋含む) |         | 53      | 12,029.0     | 1,692.6   |
|                  | 合 計              |         | 53      | 12,029.0     | 1,692.6   |
|                  |                  |         | 箇所数     | 面積 (㎡)       |           |
| 公<br>園           | 都<br>市<br>公<br>園 | 街区公園    | 175     | 128,653.08   |           |
|                  |                  | 総合公園    | 1       | 94,020.95    |           |
|                  |                  | 地区公園    | 1       | 45,119.51    |           |
|                  |                  | 都市緑地    | 8       | 17,840.06    |           |
|                  |                  | 緑道      | 1       | 24,847.74    |           |
|                  |                  | 合 計     | 186     | 310,481.34   |           |



## (3) インフラ施設（上水道）

| 区 分   |    |           | 施設規模 |            |          |
|-------|----|-----------|------|------------|----------|
|       |    |           |      | 延長 (m)     |          |
| 上水道施設 | 管渠 | 導水管       |      | 6,547.96   |          |
|       |    | 送水管       |      | 17,685.57  |          |
|       |    | 配水管       |      | 211,609.29 |          |
|       |    | 合 計       |      | 235,842.82 |          |
|       | 施設 |           | 箇所数  | 面積 (㎡)     |          |
|       |    | 集水場 (休止中) | 1 箇所 |            | 1,196.69 |
|       |    | 配水場       | 1 箇所 |            | 4,190.45 |
| 配水池   |    | 5 箇所      |      | 22,300.00  |          |

## (4) インフラ施設（下水道）

| 区 分   |    |           | 施設規模 |            |           |
|-------|----|-----------|------|------------|-----------|
|       |    |           |      | 延長 (m)     |           |
| 下水道施設 | 管渠 | 汚水管渠      |      | 226,982.52 |           |
|       |    | 雨水管渠、雨水函渠 |      | 72,296.12  |           |
|       |    | 合 計       |      | 299,278.64 |           |
|       | 施設 |           | 箇所数  | 面積 (㎡)     |           |
|       |    | 雨水ポンプ場    | 6 箇所 |            | 33,293.07 |

## (5) インフラ施設（土地改良施設）

| 区 分    |          | 箇所数    | 施設規模  |
|--------|----------|--------|-------|
| 土地改良施設 | 頭首工      | 2 施設   |       |
|        | 農業用ため池   | 1 施設   |       |
|        | 農業用水施設   | 5 施設   |       |
|        | 農道       | 133 路線 |       |
|        | 配水パイプライン |        | 33 km |

## II 公共施設等の現況

### 1 公共施設等の保有量とその推移

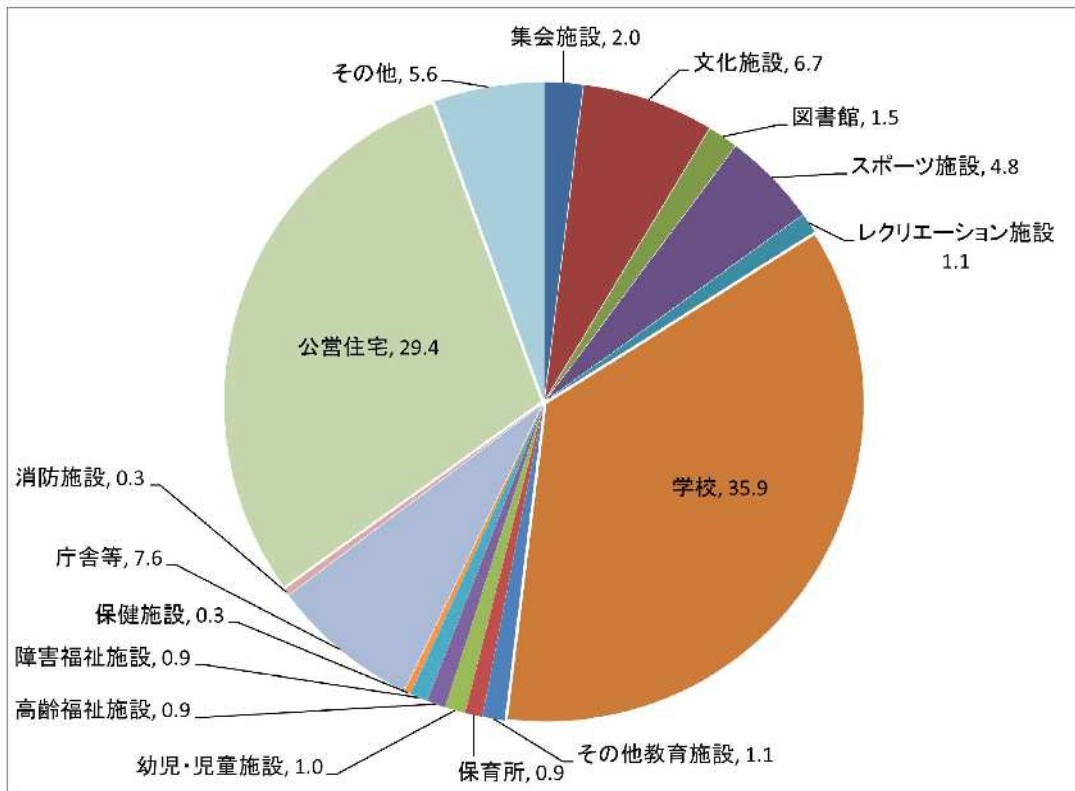
ここでは本市が所有する全ての公共施設及び道路や上下水道などのインフラ施設ごとの保有量とその推移について示します。

#### (1) 公共施設

公共施設の整備状況を見ると、昭和44年度から昭和60年度までの間には小中学校の整備が進み、昭和61年度には文化センターが整備されました。その後、特に大きな施設の整備はありませんでしたが、平成27年度には市立図書館を整備し、平成26年度から平成28年度までの間には災害公営住宅4施設を整備し、さらに平成31年度には、さんみらい多賀城イベントプラザを整備するなど、本計画で対象とする公共施設等の数量は87施設となり、延床面積にあつては約217,161.16㎡となっています。

本市が保有する公共施設の割合（延床面積ベース）を見ると、グラフ1のとおり、学校の割合が最も大きく、次に公営住宅が大きな割合を占めています。

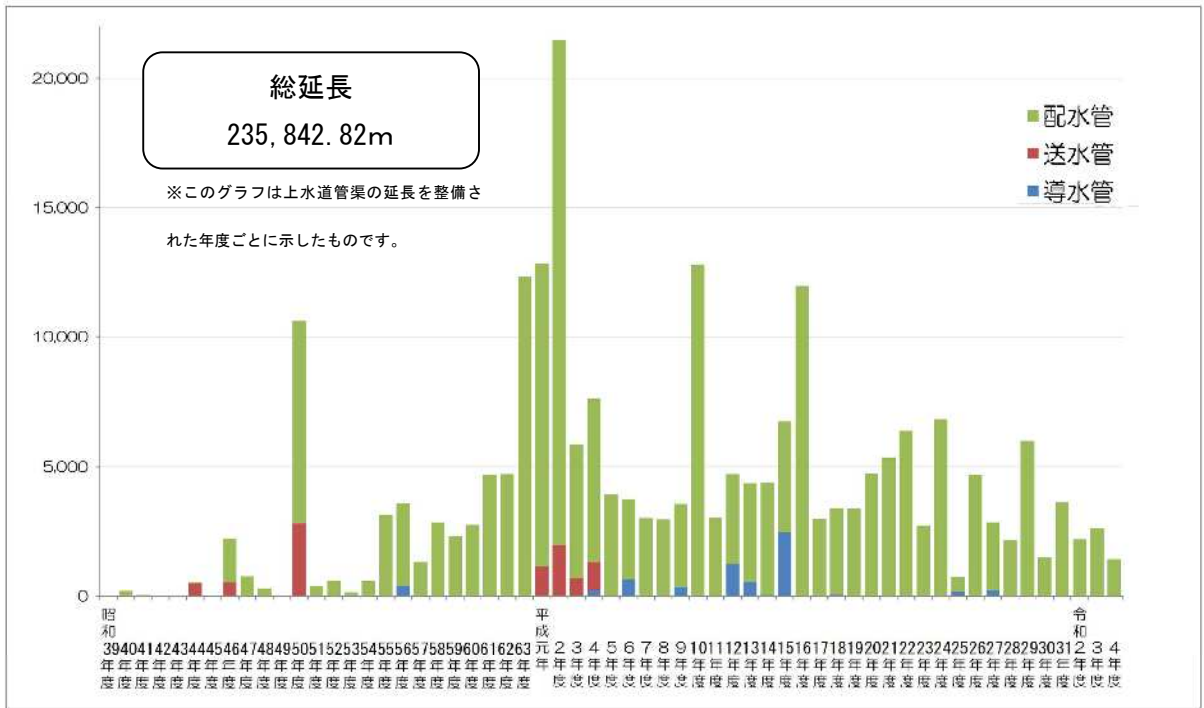
【グラフ1 施設分類別保有割合（延床面積）（単位：％）】



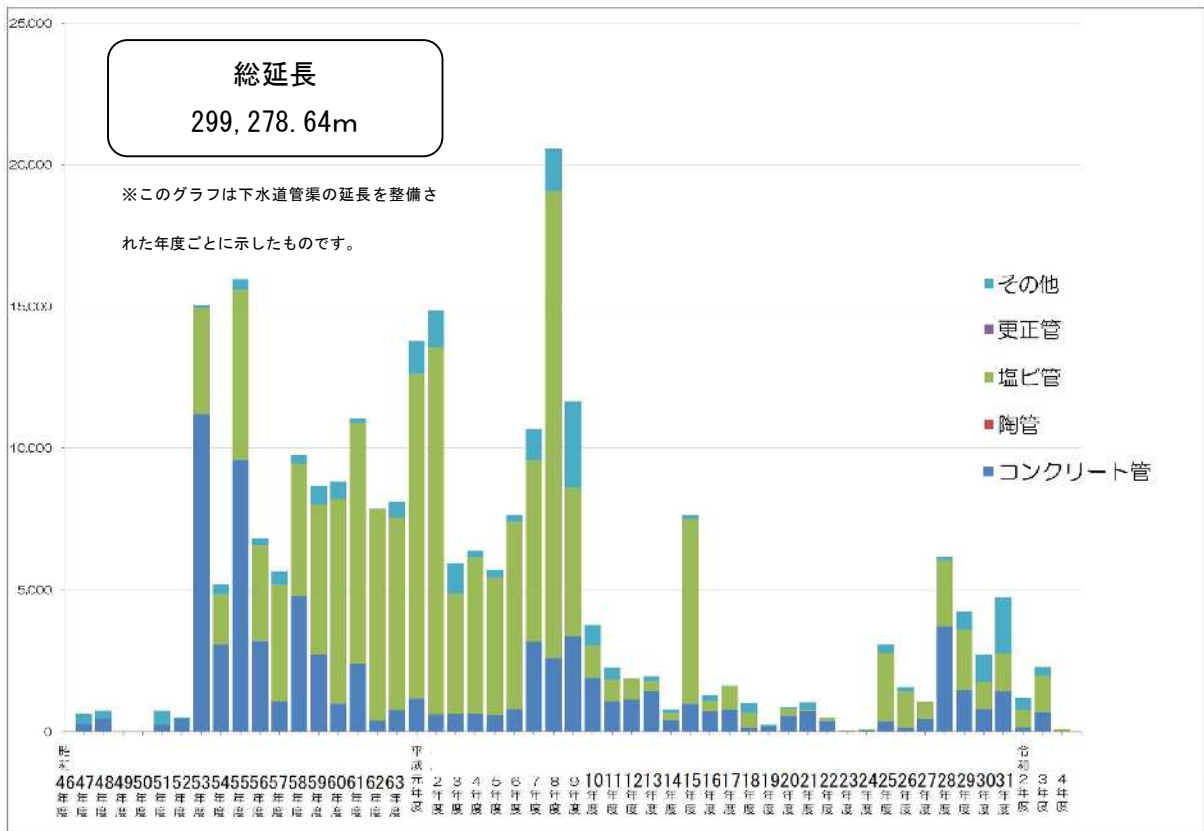




【グラフ5 上水道管渠の整備年度別延長（単位：m）】



【グラフ6 下水道管渠等の整備年度別延長（単位：m）】

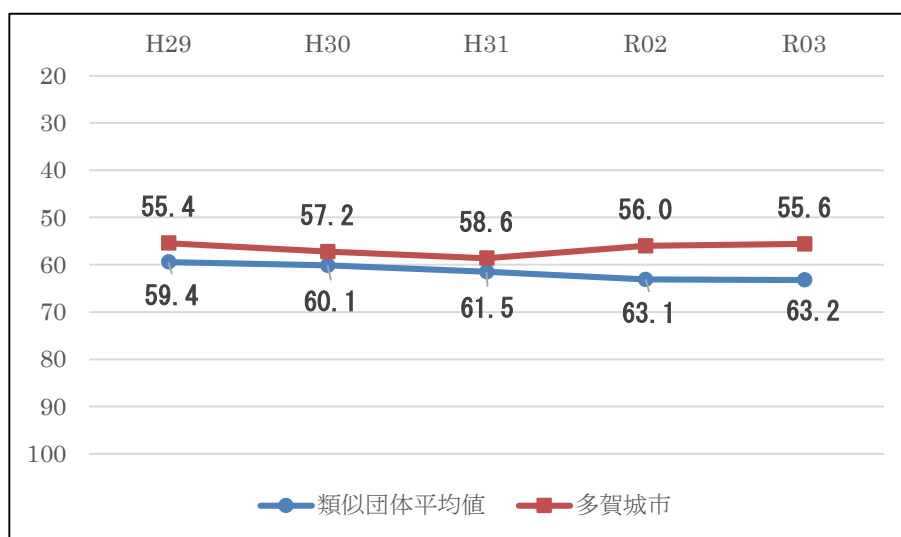


## 2 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を出すことにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを資産全体で把握できるもので、償却率が高いほど、老朽化が進んでいるといえます。

本市の有形固定資産減価償却率については、類似団体と比較して低い水準にあります。これは東日本大震災後に建設した災害公営住宅や平成27年度に新設した市立図書館の影響、また令和2年度、令和3年度においては新たな都市計画道路が開通したことで水準が低くなっているものです。

【グラフ7 有形固定資産減価償却率の推移（単位：％）】



↑  
数値が低いほど  
良い指標

### 3 総人口や年代別人口についての今後の見通し

本市の人口は昭和30年代から増加傾向にありましたが、近年ではほぼ横ばいの状態から減少に転じています。

平成22（2010）年の東日本大震災の影響により一時的に大きく減少したものの、現在は震災前の水準に戻りつつあります。

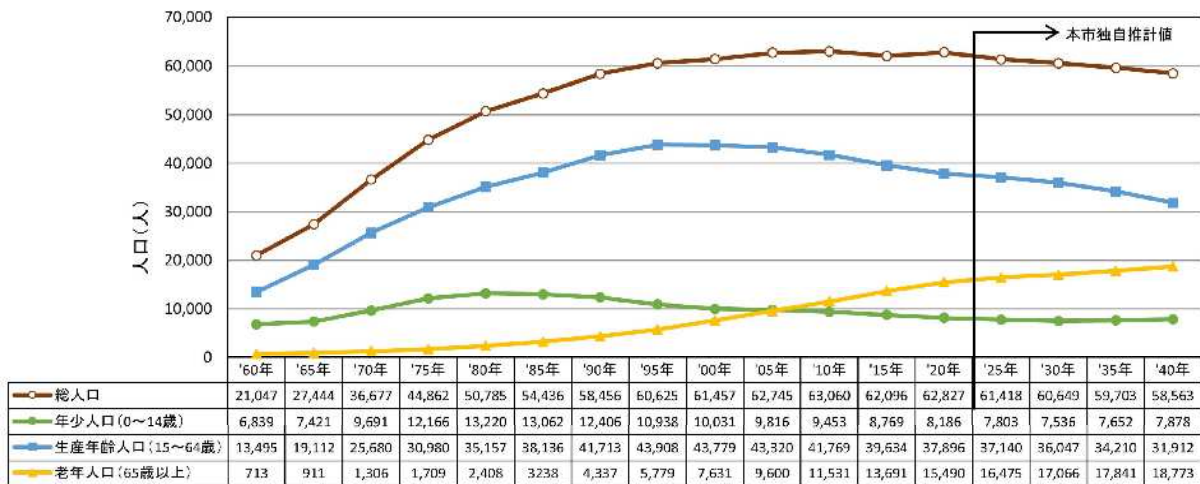
また、年齢別割合を見ると、少子高齢化が進行しており、老年人口（65歳以上）が年少人口（0～14歳）を上回っています。

年少人口（0～14歳）は、昭和55（1980）年のピーク時と比較すると、平成22（2010）年には71.5%にまで減少しており、さらに令和22（2040）年には59.6%にまで減少する見込みです。このことにより、小・中学校は対象となる児童及び生徒の減少が見込まれるため、将来的に施設余剰となることが予想されます。

生産年齢人口（15～64歳）は、平成7（1995）年のピーク時と比較すると、平成22（2010）年には95.1%に減少し、令和22（2040）年には72.7%にまで減少する見込みです。このため、税収の減少が予想され、公共施設等の更新等に要する財源確保に懸念が持たれます。

老年人口（65歳以上）は今後も増加する見込みで、昭和55（1980）年と比較すると、平成22（2010）年には478.9%に、令和22（2040）年には779.6%にまで増加する見込みです。

【グラフ8 多賀城市の人口の現状と今後の見通し（単位：人）】



- 1) 2020年までの数値は国勢調査（総人口には国勢調査時点での年齢不詳者を含みます）
- 2) 2025年以降の数値は本市独自推計値（多賀城市人口ビジョン（令和2年5月改訂）より）



#### 4 財政の見通し

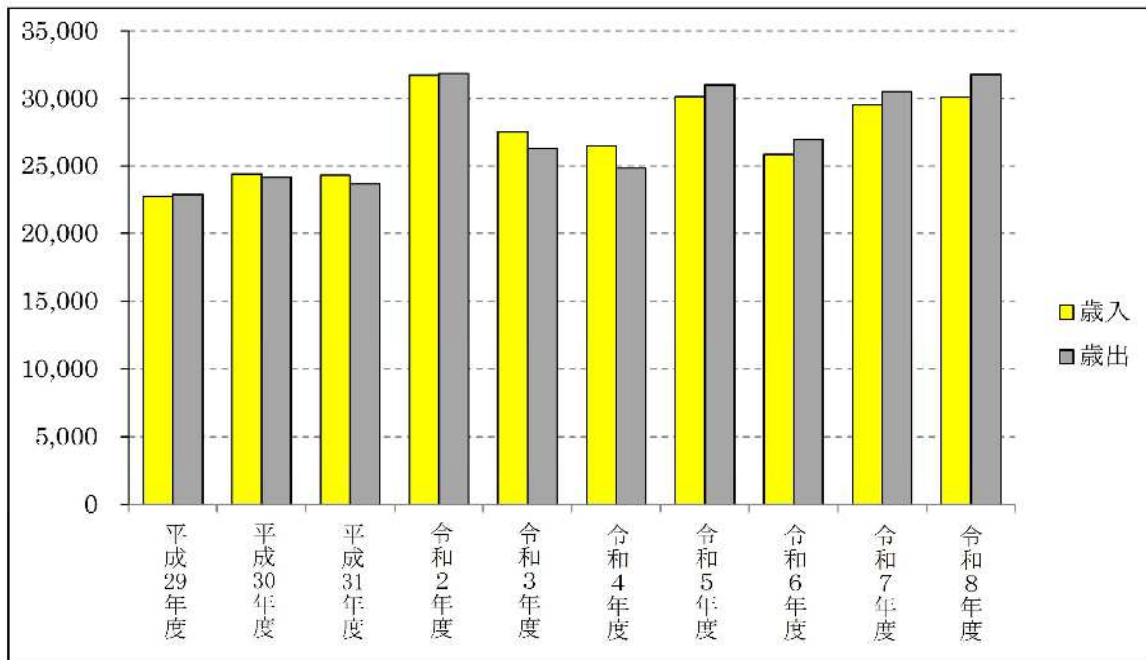
本市では、安定した財政経営を継続的に維持するための資料として「中期財政見通し」を作成しています。

この中期財政見通しでは、将来の財政経営に大きな影響を与える要素を整理した上で、現下の地方財政制度や社会保障制度を踏まえた将来の予算収支を試算しています。普通建設事業については、実施計画事業として位置付けた事業の計画値及び当該事業に係る特定財源（国庫支出金、県支出金、地方債等）を歳出及び歳入にそれぞれ計上しています。

本市の平成29年度から令和8年度までの財政状況について、歳出においては、少子・高齢化による人口構造の変化による扶助費や各種給付費の増加が見込まれるほか、令和5年度人事院勧告に伴う給与改定や会計年度任用職員への勤勉手当の支給開始に伴う人件費や昨今の物価高騰に伴う施設の維持管理費の増加などにより、著しく経常経費が増加する状況になると見込んでいます。

一方、歳入においては、震災以降、市税が着実に回復、増加傾向にあったものの、令和7年度をピークに、令和8年度以降は、生産年齢人口の減少を背景として、減額に転じると見込んでいます。

【グラフ9 歳入歳出の今後の見通し（財政調整基金の繰入を除く）（単位：百万円）】



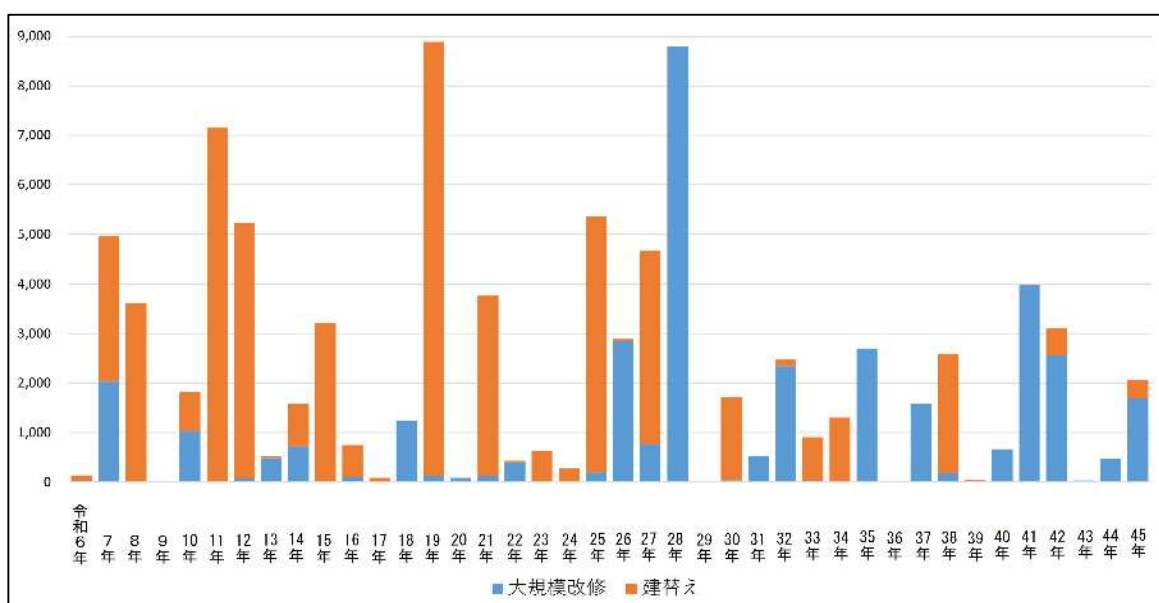


## 5 改修・建替えに係る将来費用の見通し

本市が現在保有している全ての公共施設を今後も維持しながら、長寿命化対策をせずに使用し続けた場合の大規模改修・建替えに係る将来費用を把握するため、今後40年間（令和6年から令和45年まで）の費用の見通しを試算しました。

その結果、グラフ10のとおり、本市が保有する公共施設の今後40年間の大規模改修・建替え費用の総額は約900億円、年平均約22億円が必要と見込まれ、現状では到底対応しきれないものとなっています。

【グラフ10 改修・建替えに係る将来費用の見通し（単位：百万円）】



※費用の試算に当たっては、公共施設等更新費用試算ソフトの単価等を基にしています（本計画16ページ参照）。

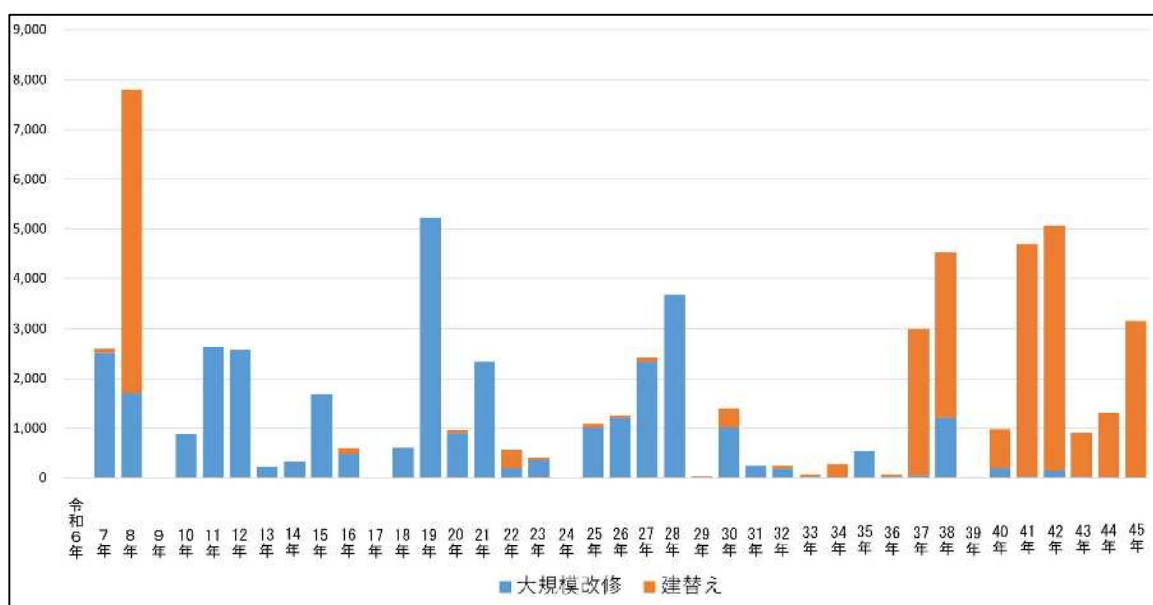
## 6 長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額

安定した財政経営を維持した中での公共施設の更新等を行うため、耐用年数に応じた大規模改修や建替えを行うのではなく、耐用年数の延命化を図る長寿命化対策を講じることによる費用の見通しを試算しました。

その結果、グラフ11のとおり、本市が保有する公共施設の今後40年間の大規模改修・建替え費用の総額は約650億円、年平均約16億円となり、前項で試算した長寿命化対策等を講じなかった場合の費用と比較すると、総額で約250億円、年平均約6億円の削減効果が見込まれます。

今後は、長寿命化対策に加え、縮充の考え方にに基づき、公共施設の統廃合などの最適配置の検討を進めるなど、整備・維持管理に係る費用の削減を図っていく必要があります。

【グラフ11 長寿命化対策を反映した場合の見込み（単位：百万円）】



※費用の試算に当たっては、公共施設等更新費用試算ソフトの単価等を基にしています（本計画16ページ参照）。

※施設の老朽化等の現状を鑑み、現時点で試算が困難であるものを除き、縮充の考え方にに基づく施設の最適配置（母子健康センターの市役所エントランス棟への複合化、志引保育所の八幡保育所への統合、総合体育館と市民プールの合築移転（小中学校プールの段階的廃止）については、同様の事例を参照した費用見込みを上記グラフに計上しています。

<参考：改修・建替えに係る将来費用の試算条件>

○将来費用試算のための前提条件

- ・現在、市が保有している公共施設について、将来もそのまま保有し続けた場合及び長寿命化対策を反映した場合に必要な費用をそれぞれ試算
- ・従来型については、耐用年数の2分の1が経過した時点で大規模改修、耐用年数が経過した時点で建替えを行うものとして試算
- ・長寿命化対策型については、SRC造及びRC造は30年で大規模改修、50年で長寿命化改修を実施する。S造は30年、W造は20年、40年で大規模改修を実施するものとし、耐用年数が経過した時点で建替えを行うものとして試算
- ・耐用年数の設定は次のとおり

| 区分                | 従来型 | 長寿命化対策型 |
|-------------------|-----|---------|
| SRC造（鉄骨鉄筋コンクリート造） | 50年 | 80年     |
| RC造（鉄筋コンクリート造）    | 50年 | 80年     |
| S造（鉄骨造）           | 50年 | 60年     |
| W造（木造）            | 40年 | 50年     |

○建替え及び改修に係る費用の考え方

- ・建替え及び改修に係る単価の設定は、公共施設等更新費用試算ソフトの単価を基に、近年の建設資材の高騰等による影響として、2割上乘せした額とし、長寿命化に伴う大規模改修の単価は、建替え単価の25%で試算
- ・単価の設定は次のとおり

| 区分                      | 建替え<br>(万円/㎡) | 大規模改修<br>(万円/㎡) | 大規模改修<br>(長寿命化)<br>(万円/㎡) | 長寿命化改修<br>(万円/㎡) |
|-------------------------|---------------|-----------------|---------------------------|------------------|
| 市民文化系施設、社会教育系施設、行政系施設   | 48.0          | 30.0            | 12.0                      | 30.0             |
| スポーツ・レクリエーション施設、保健・福祉施設 | 43.2          | 24.0            | 10.8                      | 24.0             |
| 学校教育系施設、子育て支援施設、公園      | 39.6          | 20.4            | 9.9                       | 20.4             |
| 公営住宅                    | 33.6          | 20.4            | 8.4                       | 20.4             |
| その他                     | 43.2          | 24.0            | 10.8                      | 24.0             |

### Ⅲ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

#### 1 現況や課題に関する基本認識

本市の公共施設、インフラ施設の多くは昭和50年代から60年代にかけて建設されており、各施設の老朽化が著しいため、適正な機能維持と安全性の確保が課題となっています。

また、東日本大震災以降、復興期間においてインフラ施設を集中的に整備してきたことから、これら施設の更新時期も集中することが懸念されるため、予防保全などの適正な維持管理を行い、更新費用の平準化を図る必要があります。

さらに、少子高齢化や人口減少の傾向にあることから、学校教育系施設や高齢福祉施設について、市民ニーズの変化を的確に把握し、これに適合するよう、施設のあり方を検討する必要があります。

これらの対処に伴う財政負担の軽減を図るため、維持管理費用の縮減に努め、大規模修繕については公共施設の必要性や最適配置等、今後のあり方を検討していく必要があります。

#### 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

##### (1) 点検・診断等の実施方針

定期点検や法定点検、診断等の結果により、対策が必要な場合は、施設の重要性や緊急性に応じて、老朽化対策等を実施します。

また、各種点検、診断の結果を蓄積し、今後の維持管理や個別施設計画の見直し等に活用します。

##### (2) 維持管理・更新等の実施方針

維持管理については、予防保全を主眼とした維持管理を行い、トータルコストの縮減を目指します。

また、施設の更新については、複合化や共有化、他の公共施設への転用、機能集約などの可能性を検討し、推進します。

なお、公共施設で実施するサービスについて、代替サービスの提供の可能性を検証し、民間活力の導入や、民間移管を積極的に推進します。

##### (3) 安全確保の実施方針

点検や診断の結果、施設に危険性が認められた場合は、修繕あるいは共用中止を含め、安全の確保に努めます。

##### (4) 耐震化の実施方針

公共施設やインフラ施設について、耐震改修や管布設替え等を計画的に進めます。

##### (5) 長寿命化の実施方針

各施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、施設更新の適正化及び平準化を図ります。

また、日常点検による点検結果等に基づき、適切な維持管理を行うことで、施設の長寿命化を図りながら、長く大切に利用し、年月を重ねた中で生まれる施設のハード、ソフト双方の価値を大事にしていきます。

#### **(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針**

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）を踏まえ、誰もが快適に施設を利用できるよう配慮したユニバーサルデザインの導入を推進します。

#### **(7) 脱炭素化の推進方針**

多賀城市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に掲げる省エネ設備導入・更新の基本方針を踏まえ、公共施設等の改修や更新をする際には、高効率型の設備を導入します。

#### **(8) 統合や廃止の推進方針**

第六次多賀城市総合計画における将来都市像やまちづくりの方向性との整合を図り、利用者の利便性等を総合的に勘案し、施設の統合、廃止を含め、施設の最適な配置を検討します。

#### **(9) 総量縮減の方針**

第六次多賀城市総合計画基本構想の公共施設等のあり方における「縮充（公共施設等の面積及び整備・維持管理に係る費用を縮小しつつも施設機能を強化充実させること）」の考え方にに基づき、公共施設全体の総量（延床面積等）を縮減します。

なお、具体的な数値目標の設定については、今後検討することとします。

### **3 公共施設等の評価**

持続的なサービス提供を可能とする公共施設等のマネジメントを実施するため、公共施設等（普通財産を除く。）及び公共施設等で実施している事業を対象に、毎年度、公共施設等所管課において以下のとおり評価を行います。

そして、公共施設等のあり方を整理の上、基本姿勢に応じた対応や見直しを行うものとします。

#### **(1) 公共施設で実施している事業の評価【ソフト評価】**

公共施設等で実施している事業によるサービス等に関し、法令上の位置付け、目的、利用実態、収支、費用対効果を検証し、評価を行います。

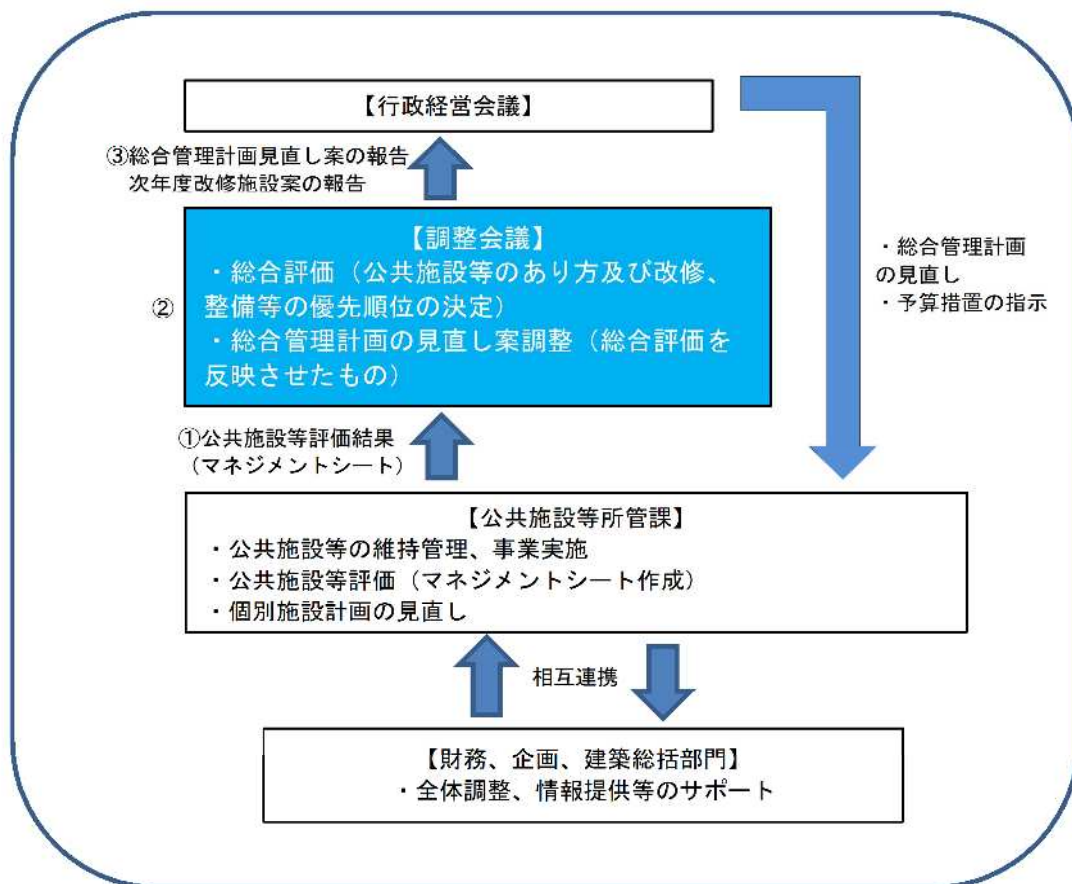
## (2) 公共施設等の物理的な施設性能の評価【ハード評価】

老朽度、耐震性能、ユニバーサルデザイン等の項目ごとに、公共施設等の物理的な施設性能を検証し、将来コストを含めて、分析、評価を行います。

## 4 全庁的な取組体制

本計画の推進に当たっては、部局を超えた横断的な調整機能を十分に発揮することが必要になります。

そのため、令和3年5月に策定した「多賀城市公共施設マネジメント方針」の中では、公共施設等の経営に係る基本方針に基づく公共施設等のマネジメントサイクル（本計画のPDSサイクル）の運用に係る推進体制イメージを以下のとおりとし、運用に応じて適宜調整を図っていくこととします。



#### IV 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

##### 1 市民文化系施設

| 施設類型  | 集会施設  | 施設数 | 5 | 延床面積 | 4,240.20㎡ |
|---|---|-----|---|------|-----------|
| 主な設置目的  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動サポートセンターは、NPOや自治会町内会等の非営利かつ公益的な市民活動団体の立ち上げや、そうした団体の活動を支援促進することを目的とします。</li> <li>・地区集会所は、地域の住民の自治活動、文化的レクリエーション活動等の拠点として活用されることを目的とします。</li> <li>・各公民館は、地域住民の交流の場、つどいの場となることを目指すとともに、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とします。</li> </ul> |     |   |      |           |
| 対象となる主な施設   | 市民活動サポートセンター、高橋地区生活センター（地区集会所）、大代老人憩いの家（地区集会所）、山王地区公民館（本館）、大代地区公民館  |     |   |      |           |
| 管理形態  | 直営1施設、指定管理1施設、業務委託1施設、地域管理2施設   |     |   |      |           |
| 主な施設の現状や課題等   |   |     |   |      |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動サポートセンターは、平成26年に増改築を行い、現時点で緊急を要する修繕はありません。</li> <li>・高橋地区生活センターは平成26年にホール及び倉庫を増築し、現時点で緊急を要する修繕はありません。</li> <li>・大代老人憩いの家は、耐震工事が未済の状況です。</li> <li>・いずれの公民館も、施設の老朽化が進むとともに設備全体も更新時期を迎えています。</li> </ul>                      |   |     |   |      |           |
| 管理に関する基本的な方針  |   |     |   |      |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動サポートセンター及び公民館は、児童館、シルバーヘルスプラザの機能とともに、市内3地区（西部、中央、東部）の公民館等への機能集約、拠点化及び利用者増加のためのアクセス向上について検討します。</li> <li>・地区集会所は、いずれの施設も老朽化が著しいことから、改修等にあっては、地区の集会所としての機能を継続できる内容の整備とし、集会所を管理運営する地域と連携しながら、適切に維持管理に努めていくこととします。</li> </ul> |   |     |   |      |           |
| 関連する個別既存計画  |   |     |   |      |           |
| 第六次多賀城市総合計画、多賀城市役所経営プラン、多賀城市集会施設等個別施設計画、多賀城市社会教育施設等個別施設計画   |   |     |   |      |           |



|   |   |     |   |      |            |
|---|---|-----|---|------|------------|
| 施設類型  | 文化施設  | 施設数 | 5 | 延床面積 | 14,600.23㎡ |
| 主な設置目的  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化センターは、市民会館、中央公民館、埋蔵文化財調査センターの3つの部門で構成され、市民の教育、文化の振興を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とします。</li> <li>・埋蔵文化財調査センター、多賀城史遊館、郷土芸能道場、多賀城跡管理事務所は、市が所有する文化財を適正に保存・活用し、文化財の普及・啓発を行うことを目的とします。</li> </ul> |     |   |      |            |
| 対象となる主な施設   | 文化センター、埋蔵文化財調査センター体験館（多賀城史遊館）、郷土芸能道場、多賀城跡管理事務所  |     |   |      |            |
| 管理形態  | 指定管理1施設、直営4施設   |     |   |      |            |
| 主な施設の現状や課題等   |   |     |   |      |            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化センターは、施設の老朽化が進むとともに設備全体の更新時期を迎えています。なお、令和3年度から5年度に、大ホール、ホワイエ、楽屋、トイレ・外構等の大規模改修工事を行いました。大規模改修工事に含まれない箇所については老朽化が進み、対処が必要です。</li> <li>・埋蔵文化財調査センターは、平成31年度に事務室内装、昇降機設備、電気設備、空調衛生設備、自動制御設備などの改修工事を実施しました。なお、収蔵庫施設内の温湿度管理のための加湿器の修繕が必要です。</li> <li>・埋蔵文化財調査センター体験館（多賀城史遊館）は、外壁等の経年劣化による壁面の剥離等の原因になるため、今後対策を行う必要があります。</li> <li>・郷土芸能道場は、電気設備が劣化しています。</li> </ul> |   |     |   |      |            |
| 管理に関する基本的な方針  |   |     |   |      |            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化センターは、利用者に直結するような設備等の不備や故障につながる要素を日常点検の実施により調査管理し、喫緊の修繕等に対応していくこととします。</li> <li>・多賀城市埋蔵文化財調査センター体験館及び多賀城市郷土芸能道場は老朽化対策など、計画的な維持管理に努めます。</li> <li>・多賀城跡管理事務所は、今後建設を予定しているガイダンス施設との機能分担や将来の計画について検討をしたうえで、史跡管理人の事務所、維持管理に係る資機材置場、市川地区の集会所としての機能を継続できるよう検討します。</li> </ul>   |   |     |   |      |            |
| 関連する個別既存計画  |   |     |   |      |            |
| 第六次多賀城市総合計画、多賀城市役所経営プラン、多賀城市社会教育施設等個別施設計画、多賀城市文化施設（文化財関連施設）個別施設計画   |   |     |   |      |            |



## 2 社会教育系施設

| 施設類型   | 図書館   | 施設数 | 1 | 延床面積 | 3,342.30㎡ |
|--|---|-----|---|------|-----------|
| 主な設置目的   | <p>図書館の基礎的業務である、窓口業務、書架整理、相互貸借、予約、リクエスト、レファレンス、資料管理などの業務をしっかりと行い、運営体制を強化し、安定した図書館運営を行っていくとともに、市民にとって価値のあるサービスを提供すること目的とします。</p> |     |   |      |           |
| 対象となる主な施設  | 市立図書館   |     |   |      |           |
| 管理形態   | 指定管理 1 施設   |     |   |      |           |
| 施設の現状や課題等  |   |     |   |      |           |
| <p>・平成28年に開館し、現時点で緊急を要する修繕はありません。</p>  |   |     |   |      |           |
| 管理に関する基本的な方針   |   |     |   |      |           |
| <p>・現在の施設の状態を維持するために、市立図書館が入居する多賀城駅北ビルA棟の管理を行っている管理組合と連携し、施設の維持管理に取り組んでいきます。</p> |   |     |   |      |           |
| 関連する個別既存計画   |   |     |   |      |           |
| 第六次多賀城市総合計画、多賀城市役所経営プラン、多賀城市社会教育施設等個別施設計画  |   |     |   |      |           |

### 3 スポーツ・レクリエーション施設

| 施設類型   | スポーツ施設   | 施設数 | 6 延床面積 | 10,448.97㎡ |
|--|--|-----|--------|------------|
| 主な設置目的   | スポーツ等の振興を図り、市民の心身の健全な発達と福祉の増進に寄与することを目的とします。               |     |        |            |
| 対象となる主な施設  | 多賀城公園野球場、総合体育館、総合体育館弓道場、市民プール、市民テニスコート、山王地区公民館（体育館、テニスコート） |     |        |            |
| 管理形態   | 直営1施設、指定管理5施設  |     |        |            |
| 主な施設の現状や課題等  |  |     |        |            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合体育館は、館内各種設備が老朽化しており、特に給排水設備における老朽化が著しい状況となっています。</li> <li>・市民プールは、館内設備及び建物に老朽化しています。また、設備においてはボイラー及び熱交換器の老朽化が著しく、いずれも使用不可となった場合には、温水プールとしての施設運営を維持できない状況にあります。</li> <li>・市民テニスコートは、現時点で緊急を要する修繕はありません。</li> <li>・山王地区公民館テニスコートは、コート面に経年劣化による亀裂や地盤沈下による起伏が生じているため、地盤改良も含めた修繕が必要です。</li> </ul> |  |     |        |            |
| 管理に関する基本的な方針   |  |     |        |            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合体育館及び市民プールは、小中学校プールの段階的廃止（一部か全部かは未定）と併せて、市内中央地区への合築移転を検討するとともに、利用者増加のためのアクセス向上について検討します。</li> <li>・上記以外のスポーツ施設は、長寿命化が可能な施設は原則として長寿命化し、トータルコストの縮減及び平準化を図り、公共施設に必要な機能を確保するとともに、老朽化対策など、計画的な維持管理に努めます。</li> </ul>   |  |     |        |            |
| 関連する個別既存計画   |  |     |        |            |
| 第六次多賀城市総合計画、多賀城市役所経営プラン、多賀城市社会教育施設等個別施設計画  |  |     |        |            |

|  |  |     |   |      |           |
|--|--|-----|---|------|-----------|
| 施設類型   | レクリエーション施設   | 施設数 | 1 | 延床面積 | 2,227.10㎡ |
| 主な設置目的   | 地域コミュニティの充実、地域経済の活性化並びに市民の心身の健全な発達及び福祉の増進及び防災・減災の推進に寄与することを目的とします。 |     |   |      |           |
| 対象となる主な施設  | さんみらい多賀城イベントプラザ（STEP）  |     |   |      |           |
| 管理形態   | 業務委託 1 施設  |     |   |      |           |
| 主な施設の現状や課題等  |  |     |   |      |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年に開所し、現時点で緊急を要する修繕はありません。</li> </ul>  |  |     |   |      |           |
| 管理に関する基本的な方針   |  |     |   |      |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心な施設環境の確保、利用環境の質的向上を図るとともに、通常時は地域経済の活性化、防災・減災意識の醸成や市民の交流の場として、災害時は支援物資の荷捌きや、物資の一括管理が可能な防災拠点施設としての機能を期待して設置しているため、これらの狙いを達成するため、利用者ニーズを汲み取りながら管理を行います。</li> </ul> |  |     |   |      |           |
| 関連する個別既存計画   |  |     |   |      |           |
| 第六次多賀城市総合計画、多賀城市役所経営プラン、多賀城市集会施設等個別施設計画  |  |     |   |      |           |

#### 4 学校教育系施設

| 施設類型  | 学校  | 施設数 | 10 | 延床面積 | 77,984.81㎡ |
|---|---|-----|----|------|------------|
| 主な設置目的  | <p>学校教育法に基づき、同法第22条、第29条及び第45条の目的を実現するために、小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とし、中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とします。</p> |     |    |      |            |
| 対象となる主な施設   | <p>小学校（多賀城、多賀城東、山王、天真、城南、多賀城八幡）、中学校（多賀城、第二、東豊、高崎）</p>   |     |    |      |            |
| 管理形態  | <p>直営10施設</p>   |     |    |      |            |
| <p>主な施設の現状や課題等</p>  |   |     |    |      |            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・多賀城東小学校、山王小学校、多賀城八幡小学校、多賀城中学校、東豊中学校及び高崎中学校は、大規模改修を実施していないことから経年劣化による老朽化が見られる状況です。</li> <li>・多賀城小学校、天真小学校、城南小学校及び多賀城第二中学校は、比較的改修時期が新しく、大規模な改修を必要とする不具合は生じていません。</li> <li>・山王小学校は、児童数の増加により普通教室が不足する可能性があるため、学区の見直し検討と併せて令和5年度に増築校舎建築工事を含む大規模改修を実施しています。</li> <li>・多賀城中学校は、生徒数の減少傾向により、適正な規模を超える建物を保有している状況となっていることから、大規模改修の範囲等の検討が必要です。</li> <li>・いずれの小中学校のプールも老朽化が進んでいる状況です。</li> </ul> |   |     |    |      |            |
| <p>管理に関する基本的な方針</p>   |   |     |    |      |            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校プールは、総合体育館及び市民プールの市内中央地区への合築移転に伴う段階的廃止（一部か全部かは未定）を検討するとともに、児童生徒の過度な負担とならないような移手段についても検討します。</li> <li>・小中学校は、施設点検、光熱水費等の定期的な点検及び学校現場による日常的な点検を実施することで、「事後保全」ではなく「予防保全」の観点に立った計画的な修繕を実施します。</li> </ul>  |   |     |    |      |            |
| <p>関連する個別既存計画</p>   |   |     |    |      |            |
| <p>第六次多賀城市総合計画、多賀城市役所経営プラン、多賀城市学校施設等長寿命化計画</p>  |   |     |    |      |            |

|   |   |     |   |      |           |
|---|---|-----|---|------|-----------|
| 施設類型  | その他教育施設   | 施設数 | 1 | 延床面積 | 2,453.39㎡ |
| 主な設置目的  | 学校給食の提供を通じ、児童生徒の心身の健全な発達を促し、食への理解、習慣、社交性を豊かに育てることを目的とします。 |     |   |      |           |
| 対象となる主な施設   | 学校給食センター  |     |   |      |           |
| 管理形態  | 直営1施設   |     |   |      |           |
| 現状や課題等  |   |     |   |      |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年7月に開所し、同年8月から稼働しています。</li> <li>・築21年が経過しており、施設及び設備の経年劣化が進行し、不具合箇所が発生しています。</li> <li>・アレルギー対応食を提供するためには、施設の大規模改修が必要となる状況です。</li> </ul>                    |   |     |   |      |           |
| 管理に関する基本的な方針  |   |     |   |      |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食の安定的な提供に支障が出ないよう、管理者による施設設備等の日常点検を行います。</li> <li>・建物躯体以外の機械設備、厨房設備等については、10年を期間とする「設備等更新計画」を策定し、3年ごとの見直しを行いながら、平成26年度から設備等の更新を実施し、長寿命化を図っています。</li> </ul> |   |     |   |      |           |
| 関連する個別既存計画  |   |     |   |      |           |
| 第六次多賀城市総合計画、多賀城市役所経営プラン、多賀城市学校施設等長寿命化計画   |   |     |   |      |           |



## 5 子育て支援施設

| 施設類型   | 保育所  | 施設数 | 3 | 延床面積 | 1,925.30㎡ |
|--|--|-----|---|------|-----------|
| 主な設置目的   | 従来の保育サービスを安心・安全に提供することはもとより、基幹保育所としての機能で行われる、市内保育施設との相談の場などの付加価値機能を運営できる施設整備を行い、市内全体の保育サービスを安心・安全に提供することを目的とします。 |     |   |      |           |
| 対象となる主な施設  | 保育所（志引、桜木、八幡）  |     |   |      |           |
| 管理形態   | 直営3施設  |     |   |      |           |
| 主な施設の現状や課題等  |  |     |   |      |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・志引保育所及び八幡保育所は、築44～46年を経過しており、老朽化する施設の具体的な長寿命化の方針や更新についての検討が必要です。</li> <li>・桜木保育所は、築8年を経過しており、設備等の修繕対応が発生しています。</li> </ul>  |  |     |   |      |           |
| 管理に関する基本的な方針   |  |     |   |      |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・八幡保育所の長寿命化を図り、志引保育所の機能を八幡保育所に統合します。</li> <li>・志引保育所は、八幡保育所の大規模改修に伴い、一時的に八幡保育所と統合し、大規模改修が終了次第、廃止します。</li> <li>・八幡保育所は、大規模改修に伴い、一時的に志引保育所と統合し、大規模改修が終了次第、基幹保育所として運営します。</li> <li>・桜木保育所は基幹保育所として運営を継続するとともに、一時統合時の志引保育所及び八幡保育所をサポートします。</li> </ul> |  |     |   |      |           |
| 関連する個別既存計画   |  |     |   |      |           |
| 第六次多賀城市総合計画、多賀城市役所経営プラン、多賀城市公立保育施設個別施設計画、多賀城市公立保育所再編計画   |  |     |   |      |           |

|   |  |     |   |      |           |
|---|--|-----|---|------|-----------|
| 施設類型  | 幼児・児童施設  | 施設数 | 6 | 延床面積 | 2,243.63㎡ |
| 主な設置目的  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館及び児童センターは、児童が地域の中で様々な人と関わりを持ち、社会性と協調性を培いながら、心身ともに健やかに育成すること、及び親子や親同士が交流できる場を提供することを目的とします。</li> <li>・放課後児童クラブは、昼間家庭において保護を受けることができない児童に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とします。</li> <li>・子育てサポートセンターは、未就学児を養育する家庭の育児不安等に対応するため、子育てに関する情報提供や相談、講座の開催、親子の交流等の機会を提供し、安心・安全に子育てができるよう支援することを目的とします。</li> </ul> |     |   |      |           |
| 対象となる主な施設   | 鶴ヶ谷児童館、西部児童センター、放課後児童クラブ（多賀城小学校、多賀城東小学校、多賀城八幡小学校）、子育てサポートセンター  |     |   |      |           |
| 管理形態  | 指定管理5施設、業務委託1施設  |     |   |      |           |
| 主な施設の現状や課題等   |  |     |   |      |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサポートセンター以外の施設は、築17～50年を経過しており、老朽化する施設の具体的な長寿命化の方針や更新についての検討が必要です。</li> <li>・鶴ヶ谷児童館は、老朽化が著しい状況ですが、建物等の修繕について、臨機に対応しています。</li> <li>・西部児童センターは、建物等の修繕については臨機に対応してきましたが、遊戯室の屋根に数か所雨漏りが発生しています。</li> <li>・放課後児童クラブは、各施設老朽化が進んでおり、対処が必要です。</li> <li>・子育てサポートセンターは、築7年を経過しており、設備等の修繕対応が発生しています。</li> </ul>                |  |     |   |      |           |
| 管理に関する基本的な方針  |  |     |   |      |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・鶴ヶ谷児童館及び西部児童センターは、市民活動サポートセンター、公民館、シルバーヘルスプラザの機能とともに、市内3地区（西部、中央、東部）の公民館等への機能集約、拠点化及び利用者増加のためのアクセス向上について検討します。</li> <li>・子育てサポートセンターは、現在の施設の状態を維持するために、多賀城駅北ビルB棟の管理を行っている管理組合と連携し、施設の維持管理に取り組んでいきます。</li> <li>・放課後児童クラブは、計画的に老朽化対策などの維持管理を行っていきます。なお、施設の規模は同程度を維持することとしていますが、今後の利用状況等を見据え、施設の在り方について検討します。</li> </ul> |  |     |   |      |           |
| 関連する個別既存計画  |  |     |   |      |           |
| 第六次多賀城市総合計画、多賀城市役所経営プラン、多賀城市幼児・児童施設個別施設計画   |  |     |   |      |           |

## 6 保健・福祉施設

| 施設類型   | 高齢福祉施設  | 施設数 | 7 延床面積 | 2,058.88㎡ |
|--|---|-----|--------|-----------|
| 主な設置目的   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバーヘルスプラザは、高齢者の各種相談、健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を図り、高齢者の憩いとくつろぎの場を提供することを目的とします。</li> <li>・屋内ゲートボール場は、市民の健康保持及び余暇活動の充実を図る市民の福祉増進を目的とします。</li> <li>・シルバーワークプラザは、高齢者の社会参加、生きがいの創出等を目的とします。</li> <li>・高齢者生活相談所は、市内4箇所（桜木、新田、鶴ヶ谷、宮内）の市営住宅内に設置し、高齢者の社会的孤立や閉じこもりを予防することを目的とします。</li> </ul> |     |        |           |
| 対象となる主な施設  | シルバーヘルスプラザ、屋内ゲートボール場、シルバーワークプラザ、高齢者生活相談所（桜木住宅、新田住宅、鶴ヶ谷住宅、宮内住宅）  |     |        |           |
| 管理形態   | 指定管理3施設、直営4施設（高齢者生活相談所）   |     |        |           |
| 主な施設の現状や課題等  |   |     |        |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバーヘルスプラザは、築48年を経過しており、老朽化する施設維持の方針について対応していく必要があります。</li> <li>・屋内ゲートボール場は、築31年を経過しており、老朽化する施設の長寿命化や更新の方針についての検討が必要です。</li> <li>・シルバーワークプラザ及び高齢者生活相談所は、現時点で緊急を要する修繕等はありません。</li> </ul>  |   |     |        |           |
| 管理に関する基本的な方針   |   |     |        |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバーヘルスプラザは、市民活動サポートセンター、公民館、児童館の機能とともに、市内3地区（西部、中央、東部）の公民館等への機能集約、拠点化及び利用者増加のためのアクセス向上について検討します。</li> <li>・屋内ゲートボール場は、ゲートボール以外の利用を含め施設の有効な利用方法等を検討し、適切な維持管理に努めます。</li> <li>・高齢者生活相談所は、施設の有効な利用方法等を検討し、適切な維持管理に努めます。</li> <li>・シルバーワークプラザは、維持管理を積極的に行い、長寿命化を図ります。</li> </ul> |   |     |        |           |
| 関連する個別既存計画   |   |     |        |           |
| 第六次多賀城市総合計画、多賀城市役所経営プラン、多賀城市高齢者福祉施設個別施設計画  |   |     |        |           |



|   |   |     |   |      |           |
|---|---|-----|---|------|-----------|
| 施設類型  | 障害福祉施設  | 施設数 | 4 | 延床面積 | 1,936.32㎡ |
| 主な設置目的  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽の家は障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を取得し、集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うことを目的とします。</li> <li>・のぞみ園及びレインボー多賀城は、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者や難病等を抱えた方を対象に、自身の体調や体力に合わせた就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会をとおして、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことを目的とします。</li> <li>・コスモスホールは、障害者（児）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図ることを目的とします。</li> </ul> |     |   |      |           |
| 対象となる主な施設   | 太陽の家、のぞみ園、コスモスホール、レインボー多賀城  |     |   |      |           |
| 管理形態  | 業務委託2施設、民間運営2施設（土地建物は市が無償貸付）  |     |   |      |           |
| 主な施設の現状や課題等   |   |     |   |      |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽の家は、機械、電気設備関係について、老朽化が進んでおり、対処が必要です。</li> <li>・のぞみ園は、機械・電気設備関係について、老朽化が進んでいる状況です。</li> <li>・コスモスホールは、築30年を経過しており、老朽化する施設の具体的な長寿命化の方針や更新についての検討が必要です。</li> <li>・レインボー多賀城は、築30年を経過しており、建物全体が劣化しています。</li> </ul> |   |     |   |      |           |
| 管理に関する基本的な方針  |   |     |   |      |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽の家及びのぞみ園は、機械・電気設備関係について、計画的に改善を図ります。</li> <li>・コスモスホールは、老朽化する施設の具体的な長寿命化の方針や更新について検討するとともに、老朽化対策など、計画的な維持管理に努めます。</li> <li>・レインボー多賀城は、老朽化対策など、計画的な維持管理に努めます。</li> </ul>                                       |   |     |   |      |           |
| 関連する個別既存計画  |   |     |   |      |           |
| 第六次多賀城市総合計画、多賀城市役所経営プラン、多賀城市障害福祉施設の個別施設計画   |   |     |   |      |           |

|   |   |     |   |      |         |
|---|---|-----|---|------|---------|
| 施設類型  | 保健施設  | 施設数 | 1 | 延床面積 | 715.65㎡ |
| 主な設置目的  | 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を目的とし、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を包括的に行う「母子保健包括支援事業」の実施会場ともなっています。 |     |   |      |         |
| 対象となる主な施設   | 母子健康センター  |     |   |      |         |
| 管理形態  | 直営 1 施設   |     |   |      |         |
| 現状や課題等  |   |     |   |      |         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 築 40 年が経過し、老朽化が進んでいます。</li> </ul>            |   |     |   |      |         |
| 管理に関する基本的な方針  |   |     |   |      |         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市役所東庁舎を解体した跡地に増築するエントランス棟に複合化します。</li> </ul> |   |     |   |      |         |
| 関連する個別既存計画  |   |     |   |      |         |
| 第六次多賀城市総合計画、多賀城市役所経営プラン、多賀城市公共施設個別施設計画～母子健康センター編～                                     |   |     |   |      |         |

## 7 行政系施設

| 施設類型   | 庁舎等   | 施設数 | 6 延床面積 | 16,400.16㎡ |
|--|---|-----|--------|------------|
| 主な設置目的   | <p>次の5つの新庁舎整備の基本方針のもと、より良い市民サービスの提供と効率的な行政運営を目的とします。</p> <p>①防災拠点機能の充実を目指した庁舎づくり<br/>           ②市民サービスの向上と市民が利用しやすい庁舎づくり<br/>           ③環境に配慮したサステナブルな庁舎づくり<br/>           ④行政機能・議会機能の充実を目指した庁舎づくり<br/>           ⑤誇りと愛着が持てる庁舎づくり</p> |     |        |            |
| 対象となる主な施設  | 行政庁舎（東庁舎、西庁舎、北庁舎）、公共便所（雪隠）、資機材倉庫、旧図書館   |     |        |            |
| 管理形態   | 直営6施設   |     |        |            |
| 現状や課題等   |   |     |        |            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・北庁舎増築工事：令和5年9月竣工</li> <li>・東庁舎解体工事：令和6年3月着工、令和6年12月竣工（予定）</li> <li>・エントランス棟増築工事：令和7年2月着工、令和8年3月竣工（予定）</li> <li>・西庁舎改修工事：令和7年12月着工、令和9年8月竣工（予定）</li> <li>・なお、北庁舎を除く行政庁舎は、津波浸水区域に位置することから、津波浸水対策を含め検討中です。</li> </ul> |   |     |        |            |
| 管理に関する基本的な方針   |   |     |        |            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政庁舎は、東庁舎を解体した跡地にエントランス棟を増築し、母子健康センターを複合化します。</li> <li>・施設の改修に当たっては、長寿命化を図ることを基本とし、財政負担の軽減に努めます。また、時代のニーズに合わせ、施設としての機能及び価値の向上も併せて検討し、施設整備の効果を高めるものとします。</li> </ul>   |   |     |        |            |
| 関連する個別既存計画   |   |     |        |            |
| 第六次多賀城市総合計画、多賀城市役所経営プラン、多賀城市庁舎等個別施設計画  |   |     |        |            |

|  |   |     |   |      |         |
|--|---|-----|---|------|---------|
| 施設類型   | 消防施設  | 施設数 | 9 | 延床面積 | 724.98㎡ |
| 主な設置目的   | 消防活動を行うための車両、資機材などを配備している他、災害時の通信や待機場所としての機能を有しており、災害時において、消防団のみならず、地域の防災の活動拠点となることを目的とします。 |     |   |      |         |
| 対象となる主な施設  | 消防団ポンプ小屋  |     |   |      |         |
| 管理形態   | 直営 9 施設   |     |   |      |         |
| 現状や課題等   |   |     |   |      |         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプ小屋 9 施設中、耐用年数超過が 7 施設あり、老朽化が進んでいます。</li> </ul>                    |   |     |   |      |         |
| 管理に関する基本的な方針   |   |     |   |      |         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的な利用ができる土地の確保を検討しつつ、おおむね 60 年間の使用を目標とし、計画的に長寿命化に取り組みます。</li> </ul> |   |     |   |      |         |
| 関連する個別既存計画   |   |     |   |      |         |
| 第六次多賀城市総合計画、多賀城市役所経営プラン、多賀城市消防施設個別施設計画   |   |     |   |      |         |

## 8 公営住宅

|  |  |     |    |      |            |
|--|--|-----|----|------|------------|
| 施設類型   | 公営住宅   | 施設数 | 10 | 延床面積 | 63,751.73㎡ |
| 主な設置目的   | 住宅に困窮し、比較的収入の少ない低所得者の方に低廉な家賃で住んでいただくことを目的とします。             |     |    |      |            |
| 対象となる主な施設  | 公営住宅（大代住宅、高崎住宅、紅葉山住宅、浮島住宅、大松住宅、留ヶ谷住宅、桜木住宅、新田住宅、鶴ヶ谷住宅、宮内住宅） |     |    |      |            |
| 管理形態   | 管理代行10施設   |     |    |      |            |
| 主な施設の現状や課題等  |  |     |    |      |            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の公営住宅は、市営住宅が市内11箇所（うち1箇所は借上市営住宅）に849戸（うち災害公営住宅532戸）、県営住宅が400戸整備されています。</li> <li>・市営住宅のストック数は現在849戸ですが、少子高齢化などの推計を鑑み、今後693戸まで減少させる予定です。</li> <li>・平成26年度から、公営住宅法に基づく市営住宅の管理代行業を宮城県住宅供給公社に委託しています。</li> <li>・いずれの施設においても、住宅内設備等の老朽化が進んでいます。</li> </ul> |  |     |    |      |            |
| 管理に関する基本的な方針   |  |     |    |      |            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年1月に改訂した多賀城市公営住宅等長寿命化計画（第3期）に基づき、4市営住宅（大代、高崎、紅葉山及び浮島）の用途廃止手続を進めているとともに、2市営住宅（大松及び留ヶ谷）の大規模修繕を検討しています。なお、用途廃止手続は、昭和54年に建設した大代住宅から進めていきます。</li> <li>・いずれの施設においても、老朽化対策など、計画的な維持管理に努めます。</li> </ul>   |  |     |    |      |            |
| 関連する個別既存計画   |  |     |    |      |            |
| 第六次多賀城市総合計画、多賀城市役所経営プラン、多賀城市公営住宅等長寿命化計画  |  |     |    |      |            |



## 9 その他（駐輪場、駐車場等）

| 施設類型  | その他（駐輪場、駐車場等）  | 施設数 | 12 | 延床面積 | 12,107.51㎡ |
|---|--|-----|----|------|------------|
| 主な設置目的  | —  |     |    |      |            |
| 対象となる主な施設   | あやめ園管理棟、多賀城駅自転車等駐車場（屋外）、多賀城駅自転車等駐車場（屋内）、悠久ロマン回廊（国府多賀城駅自由通路）、多賀城駅南立体駐車場など |     |    |      |            |
| 管理形態  | —  |     |    |      |            |
| 現状や課題等  |  |     |    |      |            |
| <p>○あやめ園管理棟<br/>・平成9年に建設された施設で、現時点で緊急を要する修繕はありません。</p> <p>○多賀城駅自転車等駐車場（屋外）<br/>・平成25年に建設された施設で、現時点で緊急を要する修繕はありません。</p> <p>○多賀城駅自転車等駐車場（屋内）<br/>・平成25年に建設された施設で、現時点で緊急を要する修繕はありません。</p> <p>○悠久ロマン回廊（国府多賀城駅自由通路）<br/>・平成13年にJR国府多賀城駅建設時、駅舎の連絡通路として建設され、劣化損傷箇所は、その都度修繕を実施し、定期的にメンテナンスを行っているため、現時点において課題はありません。</p> <p>○多賀城駅南立体駐車場<br/>・平成28年に利用開始し、現時点で緊急を要する修繕はありません。</p> |  |     |    |      |            |
| 管理に関する基本的な方針  |  |     |    |      |            |
| <p>・各施設について、老朽化対策など、計画的な維持管理に努めます。</p>  |  |     |    |      |            |
| 関連する個別既存計画  |  |     |    |      |            |
| 多賀城市駐車場等個別施設計画、多賀城市その他の施設等個別施設計画  |  |     |    |      |            |

## 10 道路

| 施設区分  |         | 保有量 |              |           |
|---|---------|-----|--------------|-----------|
|   |         | 路線数 | 面積 (㎡)       | 延長 (m)    |
| 市道  | 1級市道    | 38  | 284,905.25   | 25,031.3  |
|   | 2級市道    | 27  | 139,408.02   | 11,199.6  |
|   | その他     | 799 | 1,195,906.46 | 150,208.9 |
|   | 自転車歩行者道 | 36  | 14,937.86    | 2,720.3   |
|   | 合計      | 900 | 1,635,157.59 | 189,160.1 |
| 現状や課題等  |         |     |              |           |
| <p>・令和4年度に実施した路面性状調査（1.91km）の点検診断を基にした年次計画に基づき毎年度舗装補修工事を実施しています。</p> <p>・維持管理に係るコスト縮減のため、計画的で効率的な維持補修方法の検討が必要となっています。</p>   |         |     |              |           |
| 管理に関する基本的な方針  |         |     |              |           |
| <p>・舗装の個別施設計画の策定に当たっては、診断結果を踏まえた適切な措置を行うことで、道路舗装の長寿命化や舗装の維持修繕費のライフサイクルコスト縮減を目指します。</p> <p>・毎月定期的に道路パトロールを行い、路面や道路付属構造物に異常がないか巡視し、道路利用者及び第三者被害が無いよう早急な対応を行います。</p> <p>・舗装及び小規模付属物については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした個別施設計画の策定を行なうこととし、早期に計画の策定が進むよう努めます。</p> |         |     |              |           |
| 関連する個別既存計画  |         |     |              |           |
| 多賀城市舗装長寿命化修繕計画  |         |     |              |           |

## 1 1 橋りょう

| 施設区分   | 保有量    |          |         |
|--|--------|----------|---------|
|  | 数量(本数) | 面積 (㎡)   | 延長 (m)  |
| 橋りょう   | 53     | 12,029.0 | 1,692.6 |
| 現状や課題等   |        |          |         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年3月に橋梁長寿命化計画の更新を実施しました。</li> <li>・橋梁定期点検要領(平成31年3月、国土交通省 道路局 国道・技術課)に基づいた点検を実施し、橋りょうの健全度Ⅰ～Ⅳを4つの判定区分に診断しています。</li> <li>・令和5年度現在は、2巡目の橋りょう点検を実施しており、判定区分Ⅰ(健全)が2橋、Ⅱ(予防保全段階)が49橋、Ⅲ(早期措置段階)が2橋、Ⅳ(緊急措置段階)が0橋でした。</li> </ul> |        |          |         |
| 管理に関する基本的な方針   |        |          |         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋りょう点検については、国土交通省の橋梁定期点検要領に基づき、橋長15m未満橋りょう36橋、15m以上橋りょう17橋の点検実施を計画しており、その点検診断結果や路線重要度を勘案してメンテナンスサイクルを構築し、予防保全型維持管理の考え方に基づく修繕を実施します。</li> </ul>   |        |          |         |
| 関連する個別既存計画   |        |          |         |
| 多賀城市橋梁長寿命化計画   |        |          |         |



## 1 2 公園

| 施設区分   |      | 保有量 |            |
|--|------|-----|------------|
|  |      | 箇所数 | 面積 (㎡)     |
| 都市公園   | 街区公園 | 175 | 128,653.08 |
|  | 総合公園 | 1   | 94,020.95  |
|  | 地区公園 | 1   | 45,119.51  |
|  | 都市緑地 | 8   | 17,840.06  |
|  | 緑道   | 1   | 24,847.74  |
|  | 合計   | 186 | 310,481.34 |
| 現状や課題等   |      |     |            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に公園巡視を行い、公園利用に不具合が生じないよう維持管理に努めていますが、遊具の老朽化が進んでいます。</li> <li>・街区公園及び都市緑地においては、地区と緊密な関係を保つため近隣地区の愛護団体に報奨金を交付し、清掃活動や公園管理をお願いしています。</li> </ul> |      |     |            |
| 管理に関する基本的な方針   |      |     |            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央公園整備事業においては、Park-PFIの手法により、令和7年度までに整備を行います。</li> <li>・他の公園は、遊具の老朽化について、存廃を含めて検討し、適切に対応を行います。</li> </ul>                                      |      |     |            |
| 関連する個別既存計画   |      |     |            |
| 多賀城市公園施設長寿命化計画   |      |     |            |

### 1 3 上水道

| 施設区分   |    |           | 施設規模 |            |           |
|--|----|-----------|------|------------|-----------|
|  |    |           |      | 延長 (m)     |           |
| 上水道施設  | 管渠 | 導水管       |      | 6,547.96   |           |
|  |    | 送水管       |      | 17,685.57  |           |
|  |    | 配水管       |      | 211,609.29 |           |
|  |    | 合計        |      | 235,842.82 |           |
|  | 施設 |           | 箇所数  | 面積 (㎡)     |           |
|  |    | 集水場 (休止中) | 1箇所  |            | 1,196.69  |
|  |    | 配水場       | 1箇所  |            | 4,190.45  |
|  |    | 配水池       | 5箇所  |            | 22,300.00 |
| 現状や課題等   |    |           |      |            |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全安心な水供給のため、老朽化した施設の更新が必要です。</li> <li>・大規模災害時においても安定した水供給ができるよう、管路施設の耐震化を進める必要があります。</li> </ul>                                |    |           |      |            |           |
| 管理に関する基本的な方針   |    |           |      |            |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・管路については、更新に合わせ耐震化を図ります。</li> <li>・配水池などの施設については、劣化診断等を実施し、長寿命化を図ります。</li> <li>・これらの取組みにより、大規模災害時においても安定した水の供給に努めます。</li> </ul> |    |           |      |            |           |
| 関連する個別既存計画   |    |           |      |            |           |
| 多賀城市水道施設整備計画   |    |           |      |            |           |

## 1 4 下水道

| 施設区分   |    |         | 施設規模 |            |
|--|----|---------|------|------------|
|  |    |         |      | 延長 (m)     |
| 下水道施設  | 管渠 | 污水管渠    |      | 226,982.52 |
|  |    | 雨水管渠、函渠 |      | 72,296.12  |
|  |    | 合計      |      | 299,278.64 |
|  | 施設 |         | 箇所数  | 面積 (㎡)     |
|  |    | 雨水ポンプ場  | 6箇所  | 33,293.07  |
| 現状や課題等   |    |         |      |            |
| <p>○雨水</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプ場の雨水施設については、耐用年数を経過した施設が多く、計画的に更新を行う必要があります。</li> </ul> <p>○汚水</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・污水管などの施設については、多くの施設が耐用年数を迎えることから、機能維持のための施設の点検、更新を行う必要があります。</li> </ul>   |    |         |      |            |
| 管理に関する基本的な方針   |    |         |      |            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水施設については、劣化状況の点検及び診断を定期的に行い、緊急度による優先順位を定めて、計画的な施設の更新に努めていきます。</li> <li>・污水管渠については、カメラ等による点検調査及び診断を実施して、必要に応じて管内清掃を行い、損傷個所については計画的に施設の更新を図ります。</li> <li>・雨水函渠については、函渠内の点検調査を実施して、必要に応じて函渠内清掃を行い、また損傷があった個所については計画的に施設の更新を図ります。</li> <li>・雨水ポンプ場については、長寿命化計画による計画的な施設の更新に努めます。</li> </ul> |    |         |      |            |
| 関連する個別既存計画   |    |         |      |            |
| 多賀城市下水道施設ストックマネジメント計画  |    |         |      |            |

## 1 5 土地改良施設

| 施設区分  |          | 施設規模  |           |
|---|----------|-------|-----------|
|   |          | 箇所数   | 備考        |
| 土地改良施設  | 頭首工      | 2施設   | 宝堰、新田堰    |
|   | 農業用ため池   | 1施設   | 加瀬沼       |
|   | 農業用水施設   | 5施設   | 揚水機場      |
|   | 農道       | 133路線 | 総延長36.1km |
|   | 配水パイプライン | 33km  |           |
| 現状や課題等  |          |       |           |
| <p>・堰2施設や加瀬沼については築造から年数が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。</p> <p>・加瀬沼は令和3年3月26日に防災重点農業用ため池に指定されています。また、令和3年に宮城県が実施した調査により堤体は耐震性を満たしていると判断されていますが、取水塔と余水吐は日常点検の結果、コンクリートクラック等一部破損が生じ、老朽化の進行が認められるため、詳細調査の上、早急な長寿命化対策が必要と考えられます。</p> <p>・揚水機場、排水パイプラインは、県営大区画ほ場整備事業で整備されました。</p> <p>・農道については、各地区の興農実行組合の点検結果を基に、市が補修を行いますが、一般車両の通行が多くなり、一部で路面の状況が悪化しています。</p> |          |       |           |
| 管理に関する基本的な方針  |          |       |           |
| <p>○頭首工</p> <p>・新田堰については県営大区画ほ場整備事業の実施により、取水施設の役割が終了したことから、撤去する方向で検討します。</p> <p>○農業用水施設</p> <p>・除塵機の洗浄ポンプについては、耐用年数が10年であるものの、分解整備を行いながら長寿命化を図ります。</p> <p>・いずれの施設も老朽化対策など、計画的な維持管理に努めます。</p> <p>○農道</p> <p>・路面が悪化しないように、一般車両が通行しないよう規制し、路面の痛みが激しい箇所には必要な対策を講じます。</p> <p>○配水パイプライン</p> <p>・老朽化対策など、計画的な維持管理に努めます。</p>                            |          |       |           |
| 関連する個別既存計画  |          |       |           |
| 多賀城市土地改良施設維持管理計画書   |          |       |           |